

川越市客引き行為等防止パトロール業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市 市民部 防犯・交通安全課

令和8年4月

1 実施目的

客引き行為等については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）」、「埼玉県迷惑行為防止条例（以下、「県迷惑防止条例」という。）」等により、行為及び時間帯等を限定した警察による取り締まりの対象となっている。

一方、市内の繁華街のうち特にクレアモール周辺では、「風営法」や「県迷惑防止条例」では規制が及ばない客引き行為等により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられている状況が発生している。

このような状況を踏まえ、本市では令和7年4月1日に「川越市客引き行為等の防止に関する条例（以下、「客引き防止条例」という。）」を施行し、併せてクレアモール周辺を、条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域（以下、「重点区域」という。）に指定し、公共の場所における客引き行為等の防止に努めているところである。

については、重点区域において客引き防止条例に違反している者に対し、指導・啓発を実施し、公共の場所における安全安心な通行環境を確保し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

2 業務概要

(1) 業務名称

川越市客引き行為等防止パトロール業務委託

(2) 業務内容

別紙「川越市客引き行為等防止パトロール業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※パトロールの実施期間は令和8年7月中～令和10年3月31日とし、始期については事業者からの提案とする。

なお、令和10年3月におけるパトロールの最終実施日は、市との協議により決定する。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 事業費限度額

本委託業務は、債務負担行為の設定による複数年契約とし、事業費限度額は、以下のとおり（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

提案に際しては、事業費全体の総額及び年度ごとの限度額の範囲内で見積金額を提示することとし、消費税及び地方消費税の税率を10%含んだ額で積算すること。

- (1) 事業費限度額 35,836千円以内
- (2) 年度別限度額
 - ア 令和8年度（令和8年7月中～令和9年3月31日）
金額 15,347千円以内
 - イ 令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
金額 20,489千円以内

※上記の金額は、契約予定額を示すものではない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守した上で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び川越市暴力団排除条例（平成24年川越市条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (3) 川越市競争入札参加資格者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置等を受けていない者であること。
- (5) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第252号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- (8) 過去5年間で同種の業務を実施した実績を有すること。
- (9) 国又は他の地方自治体との間で、当該事業と同種の事業に関して、係争中又は事業遂行に係る問題点を解決していない者でないこと。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号。）第4条の認定業者であって、同法第5条第2項の交付を受け、かつ過去5年以内に同法に基づく行政処分を受けたことがないこと。

5 選考スケジュール

以下を予定している。ただし、都合により変更する場合がある。

内容	期間等
公募の開始	令和8年4月20日（月）
質問の受付	令和8年4月20日（月）から令和8年4月27日（月）午後4時まで
質問の回答期限	令和8年5月1日（金）午後4時までにホームページに掲載する。
参加申込書及び企画提案書等の提出	令和8年5月12日（火）午後4時まで（郵送の場合は必着）
プレゼンテーション審査	令和8年5月22日（金）
結果通知	令和8年5月28日（木）
仕様に関する協議	令和8年6月中旬まで
契約締結	令和8年6月中旬（予定）

6 公募（公告）

(1) 公告日

令和8年4月20日（月）

(2) 公告方法

川越市ホームページ『<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>』に記載する。

※トップページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 発注情報
→ プロポーザル案件 → 令和8年度プロポーザル案件

7 質問の受付・回答

(1) 受付期間

公募の開始から令和8年4月27日（月）午後4時まで

(2) 質問方法

電子メールなどで質問票（様式1）を提出すること。

なお、メール件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に受信確認のため、担当部署まで電話をすること。

(3) 回答期限

令和8年5月1日（金）午後4時まで

(4) 回答方法

川越市ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。
 なお、質問した事業者名は公表しない。

8 参加申込書及び企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する事業者は、下記書類を提出部数に示すとおり
 に提出すること。

番号・書類名	様式	提出部数	備考
① 参加申込書	様式2	1部	
② 企画提案書等提出書	様式3	1部	
③ 誓約書	様式4	1部	
④ 見積書	様式5	1部	
⑤ 業務実績調書	様式6	10部	
⑥ 実施体制調書	様式7	10部	
⑦ 企画提案書及び評価 項目との対応表	任意様式	10部	※書類提出のほか、電子 データをメールにて送付 すること。

(2) 書類の体裁

ア 各必要書類は、日本工業規格におけるA4判で片面印刷とすること。

イ 業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、企画提案書、評価項目との対応表はフラットファイルに綴じること。

ウ フラットファイル（A4判・縦・左綴じ）は、表紙と背表紙に「川越市客引き行為等防止パトロール業務委託 企画提案書」と表示すること。

エ 業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、企画提案書、評価項目との対応表には書類名を記したインデックスを貼ること。

オ 業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、企画提案書、評価項目との対応表には、事業者名が特定できるような内容（事業者の名称、ロゴ、標語）等の記述や表示はしないこと。

(3) 企画提案書等の作成

企画提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、「川越市客引き行為等防止パトロール業務委託仕様書」及び「評価基準表」を参考に「(4)企画提案書の内容」に挙げる項目を必ず記載するとともに、「評価項目との対応表（任意様式）」を作成すること。

企画提案書の様式は任意とするが、企画提案に関するページ数は20ページ以内（A4版・片面印刷）とする。（表紙、目次、評価項目との対応表、企画提案書を補足するための資料については、企画提案に要するページに含めない。なお、補足するための資料を添付する場合は「補足資料」と記したインデックスを貼り、1つにまとめた上で、企画提案書の該当箇所との対応を注記するなど、わかりやすくすること。）

用紙の縦横は可能な限り統一し、字の大きさは10.5ポイント以上とした上で、ページ番号を付記すること。

(4) 企画提案書の内容

ア 業務に対する基本的な考え方・取組姿勢

- ・川越市の客引き行為等防止パトロール業務への抱負
- ・自治会や商店街振興組合への関係構築等

イ 人材確保等について

- ・人材確保及び配置の考え方
- ・勤務体制シフトのイメージ、欠員時の代替体制等

ウ 客引き行為等への対策

- ・客引き防止条例の周知・啓発や客引き行為等に対する指導等
- ・市や警察、自治会が実施する合同パトロールへの支援・協力
- ・業務の履行体制
- ・ユニフォーム、装備品（巡回時のユニフォームと準備する装備品の内容等）
- ・客引き防止重点区域（クレアモール周辺）の分析と提案内容
- ・市との連絡体制（通常、緊急時の連絡方法等）
- ・活動拠点の具体的なイメージ（個人情報やデータ等の安全管理措置を含む）
- ・客引き行為等以外の迷惑行為への対応
- ・本業務の遂行における事業者独自の提案

エ 従事者育成

- ・従事者への教育に係る具体的提案（研修方法、内容、回数等）

オ 緊急時対応等

- ・事件、事故対応（関係機関への連絡、救護、避難措置・安全確保、その流れ等）
- ・苦情、要望等の対応（業務関連及びその他についての対応方法等）

カ 地域貢献度

- ・川越市への社会的経済的貢献の方針

(5) 受付期間

公募の開始から令和8年5月12日（火）午後4時まで（郵送の場合は必着）

(6) 提出方法

持参又は郵送により「防犯・交通安全課」へ提出すること。

なお、提案は1社につき1つの提案に限る。

企画提案書については、書類提出のほか、電子メールに添付し、PDF形式にて提出すること。提出するにあたり、表題は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とすること。

9 選考方法

選考は、本市が設置する審査委員会が、審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、選考する。

提出書類等に疑義がある場合には、市は書面で質問書を送付することができ、参加事業者は令和8年5月14日（木）正午までに回答する。

なお、質問書の送付及び質問に対する回答は電子メールで行う。

(1) 審査基準

評価は、別紙「評価基準表」により行うものとする。

なお、参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が仕様書の内容に合致しなかった場合は、再度公募を行う。

(2) プレゼンテーション審査

以下のとおり、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。

ア 日時

日程については、「5 選考スケジュール」のとおり。

その他、会場及び参加者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、別途電子メールにて通知する。

※日程が変更になる場合にも、別途電子メールにて通知する。

イ 流れ

- ・提出された企画提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答（10分程度）を行う。

ウ その他

- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出する企画提案書に基づいて行うこととし、企画提案書に記載のない内容の説明や当日の資料配布は認めない。
- ・プレゼンテーションに使用するパソコンやその他必要な機器がある場

合は参加者にて用意すること。(スクリーン、プロジェクター(HDMI出力)、HDMIケーブルは本市で用意する)。

・参加者が1者の場合も実施する。

(3) 優先交渉権者の決定

プレゼンテーション実施後、審査委員会による審査を行い、プレゼンテーションに参加した全ての参加者の順位を決定し、最も優れていた参加者を優先交渉権者、2番目に優れていた参加者を、次点の優先交渉権者として決定する。

なお、最高得点に同数があった場合は、審査委員会が決定する。

優先交渉権者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を優先交渉権者とする。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、令和8年5月28日(木)までに参加事業者に電子メールで通知する。

(5) その他

審査委員会での選考は非公開とする。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しない。

10 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する。

11 契約の締結

(1) 協議・契約締結

優先交渉権者は、仕様書や契約書に係る基本的事項について川越市と協議の上、契約を締結する。なお、協議が成立しない場合や、協議中に優先交渉権者が参加資格の要件を欠いた場合、川越市は次点の優先交渉権者と協議を行うことができるものとする。

(2) 実施体制・配置予定者

契約を締結する事業者は、予定した実施体制や管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については疾病、退職、死亡等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。

1 2 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 3 参加辞退

「参加辞退書」を速やかに提出すること。

なお、メール件名は「プロポーザル参加辞退（事業者名）」とし、メール送信後に受信確認のため、担当部署まで電話をすること。

1 4 留意事項等

次の事項に留意すること。

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 必要書類の受理後、当該書類の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、川越市が本プロポーザルに係る結果の報告や公表等のために必要となる場合は、提出された書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき、提出された書類の公開を判断する。

1 5 担当部署・連絡先

部 署 名：川越市 市民部 防犯・交通安全課

所 在 地：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 本庁舎3階

電話番号：049-224-5721（直通）

メー ル：bohankotsu★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えること）